

令和 年 月 日

年 組 氏名
保 護 者 様

東京都立小石川中等教育学校

出席停止のお知らせ

「学校において予防すべき感染症」にかかった場合、出席停止となります。下記の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校してもよいと指示があるまで自宅で療養してください。

この措置は、充分休養をとり、早く病気を治すためと他の生徒への感染を防ぐものであり、療養期間中は欠席の扱いに致しません。登校の際には「出席停止連絡票」をお持ちください。

※ 出席停止連絡票は、かかりつけの医師にご記入いただく書類ですが、文書料が発生する場合は保護者がご記入ください。

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点でH5N1及びH7N9。	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例) アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿瘍疹（とびひ)

主治医 殿

学校感染症で、治療をしていただいた次の生徒について下記の出席停止連絡票の交付をお願いいたします。

東京都立小石川中等教育学校長

出席停止連絡票

生徒氏名	年	組	番	氏名：
病 名				
出席停止期間（休養が必要な期間）				
令和 年 月 日	～	令和 年 月 日		
特記事項				
医療機関名				
電話番号 ()				

上記の病気のため休みましたが、主治医より登校許可がおりましたので、出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

出席停止連絡票は主治医が作成するものですが、医療機関において文書料が発生する場合や、今後受診予定がなく、主治医が記入する機会がない場合は、出席停止の期間を主治医に確認し、保護者が記入してください。登校の際にご提出ください。